

## 6 福祉用具貸与 ・ 介護予防福祉用具貸与

### 【人員基準】

職種	項目	基準内容
管理者	勤務形態	常勤かつ原則として専従
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、他の職務又は同一敷地・隣接地内にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 ただし、兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している入所施設での看護・介護職員を兼務している場合等は管理業務に支障を来すと考えられる。
福祉用具 専門相談員	資格	介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した講習会修了者若しくは知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者 「同程度以上の講習」とは以下のとおり ホームヘルパー養成研修1級又は2級課程 指定以前に実施した講習又は指定を受けた際に実施した講習であって、指定要綱の別紙2に定める講習カリキュラムと同程度以上の講習カリキュラムによるもの その他指定講習会と同程度以上のもの
	員数	常勤換算方法で2以上 指定特定（介護予防）福祉用具販売を除き、福祉用具専門相談員が他業務を兼務している場合、他業務に従事している時間は常勤換算の時間数に加えられないこと。

### 【設備基準】

設備等	基準内容
事務室又は 専用の区画	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
設備・備品	福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を確保すること。  福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、以下の福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。 1 福祉用具の保管のために必要な器材 ・ 清潔であること。 ・ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具貸与とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 2 福祉用具の消毒のために必要な器材 ・ 適切な消毒効果を有するものであること。

【介 護 報 酬】

(1) 特別地域加算 【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
特別地域加算	1 なし	事業所の住所が、別紙「青森県における特別地域加算の対象となる地域一覧」の地域に所在しない場合
	2 あり	事業所の住所が、別紙地域に所在する場合 通常の実施地域において要する交通費の100分の100に相当する単位数を算定。ただし、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度とする。
留意事項	区分支給限度管理の対象外となる費用。 福祉用具貸与における特別地域加算は、事業所が離島等に所在する場合に運搬等に要する交通費を福祉用具貸与費の額を限度として加算できるものであり、事業所の住所が加算算定地域にある場合は必ず加算を計上しなければならないものではない。	

(2) 中山間地域等における小規模事業所加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等における小規模事業所加算	1. 非該当 (地域) (規模)	福祉用具貸与事業所の住所が、特別地域加算の対象となる地域に所在する場合、又は小規模事業所でない場合。
	2. 該当 (地域) (規模)	次のいずれにも該当する場合は通常の実施地域において要する交通費の3分の2に相当する単位数を算定。ただし、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度とする。 ・福祉用具貸与事業所の住所が、中山間等の地域に所在する場合。 ・小規模事業所である場合。
留意事項	青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。ただし、当該加算は特別地域加算を算定している場合は算定できない。 小規模事業所とは、前年度(3月除く)又は、前年度の実績が6月未満の場合は直近の3月における、1月当たりの実利用者数が15人以下の事業所(指定予防訪問福祉用具貸与は1月当たり5人以下)。 区分支給限度管理の対象外となる。	

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	加算届出不要	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行った場合は、通常の実施地域において要する交通費の3分の1に相当する単位数を算定。ただし、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度とする。
留意事項	青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。 通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。 当該加算と(3) 中山間地域等における小規模事業所加算は、それぞれ加算要件を満たしている場合に、重複して算定可能。 当該加算を算定する場合は、通常の実施地域を超えた場合に徴収することができる交通費の支払いを受けることはできない。 区分支給限度管理の対象外となる。	

### 指定福祉用具貸与の対象種目

種 目	機 能 ・ 構 造 等
手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

以下の種目については、

福祉用具貸与・・・「経過的要介護」及び「要介護1」である者への貸与：算定不可。

介護予防福祉用具貸与・・・「要支援1」及び「要支援2」である者への貸与：算定不可。

ただし、下記に掲げる基準に該当する場合はこの限りではない。

種 目	機 能 ・ 構 造 等	要支援者等であっても貸与が認められる者の基準
車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 ・日常的に歩行が困難な者 ・日常生活範囲における移動の支援が特に必要な者
車いす付属品	クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。	
特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであつて、次に掲げる機能の <u>いずれか</u> を有するもの 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 床板の高さが無段階に調整できる機能	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 ・日常的に起きあがり困難な者 ・日常的に寝返りが困難な者
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であつて、特殊寝台と一体的に貸与されるものに限る。	
床ずれ防止用具	次の <u>いずれかに</u> 該当するものに限る。 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット	・日常的に寝返りが困難な者

<p>体位変換器</p>	<p>空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に寝返りが困難な者</li> </ul>
<p>認知症老人徘徊感知機器</p>	<p>認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</li> <li>・移動において全介助を必要としない者</li> </ul>
<p>移動用リフト（つり具の部分を除く。）</p>	<p>床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に立ち上がりが困難な者</li> <li>・移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</li> <li>・生活環境において段差の解消が必要と認められる者</li> </ul>